六十三　福祉事務所を設置しない道府県において生活保護に要する経費があること。

当該道府県の区域内のすべての町村が社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定により福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置して生活保護に関する事務を行う道府県について、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$147{,}340 \times [\{A + (B - C \times 0.979) \times 1.030\} \times \alpha]$$

C×0.979、(B－C×0.979)×1.030及び{A＋(B－C×0.979)×1.030}×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号２に定める被生活保護者等の数のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第71条第１項第２号の規定により都道府県が費用を支弁する者並びに同法第73条第１項第１号及び第２号の規定により都道府県が費用を負担する者（以下「居住地不明者等」という。）の数の合計数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号３に定める被生活保護者等の実数のうち居住地不明者等の実数の合計数

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数

α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率

原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十四　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。

六十五　公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校及び高等学校の運営に要する経費があること。

地方独立行政法人法第七十七条の二の規定に基づき公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校（以下「附属中学校」という。）及び高等学校（以下「附属高校」という。）の運営に要する経費について、次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)　当該附属中学校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額。この場合において、地方交付税法別表第一第三号の２中「六、一二四、〇〇〇」とあるのは、「八、一一七、〇〇〇」と読み替えるものとする。

ロ　当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額

六十五　福祉事務所を設置しない道府県において生活保護に要する経費があること。

当該道府県の区域内のすべての町村が社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定により福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置して生活保護に関する事務を行う道府県について、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$151{,}700 \times [\{a + (b - c \times 0.973) \times 1.038\} \times \alpha]$$

c×0.973、(b－c×0.973)×1.038及び{a＋(b－c×0.973)×1.038}×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号２に定める被生活保護者等の数のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第71条第１項第２号の規定により都道府県が費用を支弁する者並びに同法第73条第１項第１号及び第２号の規定により都道府県が費用を負担する者（以下「居住地不明者等」という。）の数の合計数

b　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号３に定める被生活保護者等の実数のうち居住地不明者等の実数の合計数

c　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数

α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率

原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十六　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。

六十七　公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校及び高等学校の運営に要する経費があること。

地方独立行政法人法第七十七条の二の規定に基づき公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校（以下「附属中学校」という。）及び高等学校（以下「附属高校」という。）の運営に要する経費について、次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)　当該附属中学校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額。この場合において、地方交付税法別表第一第三号の２中「六、二三七、〇〇〇」とあるのは、「八、二二八、〇〇〇」と読み替えるものとする。

ロ　当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額